

平成27年 第2回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成27年 5月 8日 開会

平成27年 5月 8日 閉会

大 樹 町 議 会

平成27年第2回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

平成27年5月8日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 選挙第 1号 議長選挙について
- 第 4 会期の決定について
- 第 5 選挙第 2号 副議長選挙について
- 第 6 議席の指定について
- 第 7 選任第 1号 常任委員の選任について
- 第 8 選任第 2号 議会運営委員の選任について
- 第 9 選任第 3号 南十勝消防事務組合議会議員の選挙について
- 第10 選任第 4号 南十勝複合事務組合議会議員の選挙について
- 第11 選挙第 5号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙について
- 第12 選挙第 6号 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙について
- 第13 選挙第 7号 とちあち広域消防事務組合議会議員の選挙について
- 第14 行政報告
- 第15 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第16 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 阿部良富	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人	総務課長	松木義行
企画課長、 商工観光課長兼 地場産品研究セ ンター所長	黒川豊	町民課長兼 税務課長	林英也

保健福祉課長	村 田 修	農林水産課長 兼町営牧場長	瀬 尾 裕 信
建設課長	小 森 力	水道課長兼 大樹下水終末 処理場長	鈴 木 敏 明
会計管理者兼 出納課長	高 橋 教 一	病院事務長	伊 勢 巖 則
特別養護老人 ホーム所長兼 老人デイサービ スセンター所長	瀬 尾 さ と み	教育委員長	辻 本 正 雄
教 育 長	小 林 文 雄	学校教育課長 兼学校給食セ ンター所長	吉 岡 信 弘
社会教育課長兼 図書館長	角 倉 和 博	農業委員会 長	鈴 木 正 喜
農業委員会 事務局長	森 博 之	代表監査委員	澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	山 下 次 男	係	長	鎌 塚 喜 代 美
事務生	阿 部 ま ゆ み			

○山下議会事務局長

私は、議会事務局長の山下です。よろしくお願いします。

本臨時会は、一般選挙後に行われる初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

それでは、出席議員中、年長の高橋英昭議員をご紹介します。

高橋議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長

ただいま紹介されました高橋英昭です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

このたびの統一地方選挙において、お互いに当選を果たし、議席を得るという荣誉に輝いたわけではありますが、初対面の方々もいるかと存じますので、大樹町議会運営基準第157に基づき、住所、氏名などの自己紹介をお願いいたします。

まず、菅敏範君から、議席順をお願いいたします。

○菅敏範君

柏木町行政区の菅敏範です。どうぞよろしくお願いします。

○阿部良富君

生花行政区の阿部です。よろしくお願いいたします。

○安田清之君

新通行政区の安田でございます。よろしくお願いいたします。

○柚原千秋君

拓北行政区、柚原千秋です。どうかよろしくお願いいたします。

○西田輝樹君

寿の西田輝樹です。よろしくお願いいたします。

○鈴木千秋君

寿行政区の鈴木千秋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○志民和義君

尾田行政区の志民和義です。どうぞよろしくお願いします。

○松本敏光君

柏木町行政区、松本です。よろしくお願いします。

○杉森俊行君

浜大樹行政区の杉森俊行です。よろしくお願いします。

○齊藤徹君

中島行政区の齊藤徹です。よろしくお願いいたします。

○船戸健二君

鏡町行政区の船戸健二です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長

改めまして、麻友行政区の高橋英昭です。よろしくお願いいたします。

次に、本会議に出席している町長並びに各執行機関の長及びこれらの幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

まず初めに、町長から順次お願いいたします。

○酒森町長

柏木行政区の町長、酒森正人です。よろしくお願いいたします。

○辻本教育委員長

大樹町教育委員会委員長、辻本正雄です。よろしくお願いいたします。

○鈴木農業委員会会長

日方行政区の農業委員会会長、鈴木です。よろしくお願いいたします。

○澤尾代表監査委員

緑町行政区、代表監査委員の澤尾廣美でございます。よろしくお願いいたします。

○小林教育長

本町行政区の教育長の小林文雄です。どうぞよろしくお願いいたします。

○松木総務課長

松並町行政区の総務課長の松木義行でございます。よろしくお願いいたします。

○黒川企画課長兼商工観光課長

新通行政区、企画課長商工観光課長の黒川豊です。よろしくお願いいたします。

○林町民課長兼税務課長

新通行政区、町民課長税務課長を兼務しております林英也です。よろしくお願いいたします。

○村田保健福祉課長

双葉町行政区、保健福祉課長の村田修です。よろしくお願いいたします。

○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

新通行政区の農林水産課長町営牧場長の瀬尾裕信です。よろしくお願いいたします。

○小森建設課長

新通行政区の建設課長、小森力です。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木水道課長

麻友行政区の水道課長、鈴木敏明です。よろしくお願いいたします。

○吉岡学校教育課長兼学校給食センター所長

西本通行政区の学校教育課長兼学校給食センター所長の吉岡です。よろしくお願いいたします。

○森農業委員会事務局長

新通行政区の農業委員会事務局長、森博之です。よろしくお願いいたします。

○高橋会計管理者兼出納課長

双葉町行政区の出納課長、高橋教一です。よろしくお願いいたします。

○角倉社会教育課長兼図書館長

松並町行政区の社会教育課長兼図書館長の角倉和博です。よろしくお願いいたします。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長兼デイサービスセンター所長

新通行政区の特別養護老人ホーム所長兼デイサービスセンター所長の瀬尾さとみです。よろしくお願いいたします。

○伊勢病院事務長

本町行政区の病院事務長、伊勢徹則です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長

以上で、自己紹介を終わります。

◎開議の宣告

○臨時議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回大樹町議会臨時会を開会いたします。

◎町長挨拶

○臨時議長

会議に先立ち、町長から挨拶があります。

酒森町長。

○酒森町長

改選後、初めての議会となります第2回町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、先般施行されました大樹町議会議員選挙におかれまして、ご当選、誠におめでとうございます。この場をおかりいたしまして、改めてお祝いを申し上げたいと思います。

今後、町民の代表者といたしまして、町政発展のためにますますご健勝でご活躍されますことをご祈念申し上げたいと思います。

さて、4期16年にわたって大樹町のまちづくりを進めてこられた伏見町長がご勇退されたことによりまして、このたびの大樹町長選挙におきましては議会の皆様を初め多くの町民の方々から温かいご支援を賜り、町政を担わせていただくことになりました。心からお礼を申し上げるとともに、与えられた職責の重さに身の引き締まる思いであります。

これからの大樹町は、急速な人口減少や高齢化が進む中、産業の振興や福祉、介護、医療

の充実、教育と子育て支援、商工業の発展と雇用の確保など多くの課題があります。豊かさと魅力ある町の実現、全ての人とともに支え合うまちづくりの実現、未来の大樹のために安心と活力あるまちづくりを進めることが私に与えられた最大の責務と肝に銘じ、直面する難局に皆様とともに乗りきれよう誠心誠意渾身の努力を傾けてまいる所存であります。

しかしながら、私一人の力では町政を進めることはできません。議員の皆様、そして町民の皆様方のご支援、ご協力をいただき、職員の英知と力を結集し、山積する諸課題に取り組んでまいる所存でありますので、どうかよろしくお願い申し上げまして私からのご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

◎日程第2 会議録署名議員指名

○臨時議長

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、臨時議長において、

船 戸 健 二 君

齊 藤 徹 君

杉 森 俊 行 君

を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長

日程第3 選挙第1号議長の選挙を行います。

この選挙は、大樹町議会議会運営基準第42の規定により、投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○臨時議長

ただいまの出席議員は12名であります。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に齊藤徹君、松本敏光君を指名したいと思

います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長

異議なしと認めます。

よって、立会人に齊藤徹君、松本敏光君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○臨時議長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長

異議なしと認めます。

これより、投票を行います。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載しましたら、議会事務局に点呼を命じ、議席番号と氏名を読み上げさせますので、これに応じて順次議長席に向かって右側から登壇し、投票願います。

それでは、点呼を命じます。

山下議会事務局長。

○山下議会事務局長

議席の番号と氏名を申し上げますので、順次投票願います。

2番、菅敏範議員。3番、阿部良富議員。4番、安田清之議員。5番、柚原千秋議員。6番、西田輝樹議員。7番、鈴木千秋議員。8番、志民和義議員。9番、松本敏光議員。10番、杉森俊行議員。11番、齊藤徹議員。12番、船戸健二議員。臨時議長高橋英昭議員。

(投票)

○臨時議長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○臨時議長

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了いたします。

これより、開票を行います。

齊藤徹君、松本敏光君の立会をお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは、先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち、有効投票12票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、鈴木千秋君8票、杉森俊行君4票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、鈴木千秋君が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開鎖)

○臨時議長

ただいま当選された鈴木千秋君が議場にいらっしゃいますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎議長就任挨拶

○臨時議長

議長に当選されました鈴木千秋君に、大樹町議会運営基準第50に基づき、就任の挨拶を許します。

○議 長

ただいま議長選におきまして議長に推挙されました鈴木千秋でございます。

2期目ということで、初心を忘れずに、公平公正な議会運営に改めて努めてまいりたいと思います。また、改めて今回の地方議会議員選挙において当選されました議会議員の皆さん、そして酒森町長、誠におめでとうございます。新たな気持ちで議会に取り組むわけでございますけれども、酒森町長を初め町職員の皆さんにも議会運営に対しご理解をいただき、ご協力を改めてお願いを申し上げます。

大樹町の課題も、先ほど町長の挨拶がありましたように、未来に向かってたくさんあります。皆さんとともに積極的に取り組んで、議会としての役目を果たしていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

最後になりますが、1期4年間、ここに、議場におられる皆さん全員のご健勝でご活躍を願うことをご祈念を申し上げまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○臨時議長

これで、臨時議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

鈴木議長は、議長席にご着席ください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議 長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 会期決定の件

○議 長

日程第4 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時議会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第5 選挙第2号

○議 長

日程第5 選挙第2号副議長の選挙を行います。

この選挙は、大樹町議会議会運営基準第42の規定により、投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの出席議員は12名であります。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に齊藤徹君、松本敏光君を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に齊藤徹君、松本敏光君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議 長

異議なしと認めます。

これより、投票を行います。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載しましたら、議会事務局に点呼を命じ、議席番号と氏名を読み上げさせますので、これに応じて順次議長席に向かって右側から登壇し、投票願います。

それでは、点呼を命じます。

山下議会事務局長。

○山下議会事務局長

議席の番号と氏名を申し上げますので、順次投票願います。

1 番、高橋英昭議員。2 番、菅敏範議員。3 番、阿部良富議員。4 番、安田清之議員。5 番、柚原千秋議員。6 番、西田輝樹議員。8 番、志民和義議員。9 番、松本敏光議員。10 番、杉森俊行議員。11 番、齊藤徹議員。12 番、船戸健二議員。議長、鈴木千秋議員。

(投票)

○議 長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了いたします。

これより、開票を行います。

齊藤徹君、松本敏光君、立会をお願いいたします。

(開票)

○議 長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは、先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち、有効投票12票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、柚原千秋11票、高橋英昭君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、柚原千秋君が副議長に当選しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開鎖)

○議 長

ただいま副議長に当選されました柚原千秋君が議場にいらっしゃいますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました柚原千秋君に、大樹町議会運営基準第50に基づき、就任の挨拶を許します。

柚原千秋君。

◎副議長就任あいさつ

○副 議 長

ただいま副議長をご指名をいただきました柚原千秋でございます。大変光栄に思っていますとともに、重責を痛感しております。

まず、今回の統一選挙におきまして、町長さん初め議員の皆さんには激戦の末、当選されましたことを衷心によりお祝いを申し上げたいと思います。

私は、議員経験も少のうございまして浅学非才の身でありますけれども、各議員の皆さん、町長を初め、役場職員の皆さん、議会運営が歴舟川の流れのようによどみなく大樹町発展のため、議長の補佐役として、どうか皆様方のご協力をいただきながら一生懸命頑張る所存でございます。

言葉は少のうございすけれども、よろしくご指導お願い申し上げまして就任の挨拶いたします。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時59分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議席の指定について

○議 長

日程第6 議席の指定についての件を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定します。

それでは、これより指定しようとする議席番号と議員諸君の氏名を議会事務局長に朗読させます。

山下議会事務局長。

○山下議会事務局長

議席の番号と氏名を申し上げます。

1番船戸健二議員、2番齊藤徹議員、3番杉森俊行議員、4番松本敏光議員、5番西田輝樹議員、6番菅敏範議員、7番高橋英昭議員、8番安田清之議員、9番志民和義議員、10番阿部良富議員、11番柚原千秋議員、12番鈴木千秋議員。

以上です。

○議長

ただいま、議会事務局長に朗読させたとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着きを願います。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第7 選任第1号

○議長

日程第7 選任第1号常任委員の選任についての件を議題といたします。

常任委員会の委員の選任は、委員会条例第6条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

これより、各常任委員を指名いたします。

総務常任委員会の委員に、志民和義君、高橋英昭君、鈴木千秋、菅敏範君、松本敏光君、齊藤徹君。

次に、経常常任委員会の委員に、阿部良富君、安田清之君、柚原千秋君、西田輝樹君、杉森俊行君、船戸健二君。

次に、広報広聴常任委員会の委員に、議長を除く11名で、阿部良富君、志民和義君、安田清之君、高橋英昭君、菅敏範君、柚原千秋君、西田輝樹君、松本敏光君、杉森俊行君、齊藤徹君、船戸健二君を以上のとおり指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決しました。

この際、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選を行うため、これより休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時34分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので報告いたします。

総務常任委員会の委員長に菅敏範君、副委員長に松本敏光君。

経済常任委員会の委員長に杉森俊行君、副委員長に西田輝樹君。

広報広聴常任委員会の委員長に西田輝樹君、副委員長に齊藤徹君がそれぞれ互選されました。

◎日程第8 選任第2号

○議 長

日程第8 選任第2号議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の選任は、委員会条例第6条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

これにより、委員を指名いたします。

議会運営会の委員に、高橋英昭君、安田清之君、菅敏範君、柚原千秋君、西田輝樹君、杉森俊行君の以上6名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会の委員に選任することに決しました。

これより、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選を行うため、休憩いたします。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 43 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告いたします。

議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので報告いたします。

議会運営委員会の委員長に安田清之君、副委員長に高橋英昭君がそれぞれ互選されました。

◎日程第 9 選挙第 3 号から日程第 13 選挙第 7 号

○議 長

日程第 9 選挙第 3 号南十勝消防事務組合議会議員の選挙についてから日程第 13 選挙第 7 号とから広域消防事務組合議会議員の選挙についてまで、以上、5 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

この 5 件の選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、事務局に朗読させます。

山下事務局長。

○山下議会事務局長

朗読いたします。

南十勝消防事務組合議会議員に、西田輝樹議員、松本敏光議員、以上 2 名であります。

次に、南十勝複合事務組合議会議員に、志民和義議員、高橋英昭議員、補欠議員に船戸健二議員、以上3名であります。

次に、十勝圏複合事務組合議会議員に鈴木千秋議長、十勝環境複合事務組合議会議員に鈴木千秋議長。

とかち広域消防事務組合議会議員に鈴木千秋議長。

以上であります。

○議 長

ただいま朗読しましたとおり、選挙第3号南十勝消防事務組合議会議員の選挙から選挙第7号とかち広域消防事務組合議会議員の選挙までについて指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました諸君を当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した諸君が、各組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、西田輝樹君、松本敏光君、志民和義君、高橋英明君、船戸健二君、鈴木千秋が議場にいらっしゃいますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○議 長

会議を再開いたします。

◎日程第14 行政報告

○議 長

日程第14 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成27年3月4日開会の第1回町議会定例会以降の行政の主なものについて行政報告をいたします。

1点目、教育委員（教育長）の辞職について。

委員氏名、本町、小林文雄氏。

辞職年月日、平成27年5月31日付であります。

小林文雄氏は、昭和43年4月1日に大樹町職員となり、平成21年11月25日に教育委員に任命され、同日から教育長として本町の教育行政にその手腕を発揮してまいりました。

平成25年11月25日に再任され、任期は平成29年11月まででございましたが、このたび3月20日付で辞職の願いが出されました。3月30日に教育委員会で同意をされ、4月2日に町長が辞職に同意をしております。

なお、辞職年月日につきましては、先ほどご報告申し上げたとおり、5月31日付となるものであります。

以上で行政報告といたします。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、行政報告を終わります。

◎日程第15 承認第2号

○議 長

日程第15 承認第2号専決処分した事件の承認についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました承認第2号専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

今回、専決処分をさせていただいた事件につきましては、大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、平成26年条例第9号で公布をいたしました大樹町税条例等の一部を改正する条例について、今回必要な改正を行ったものであります。

専決処分年月日は、平成27年3月31日となっておりますので、地方自治法第179条第3項の規定に基づきまして、今議会においてご承認をいただきたくご提案を申し上げます。

なお、内容につきましては税務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

承認第2号専決処分としました大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について説明させていただきます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴うものです。

法律の改正の中に、平成26年度の税制改正において、平成27年4月1日から施行することとなっております軽自動車税の税率の引き上げのうち、二輪車に係る引き上げ時期を平成28年4月1日からの延期する内容が含まれておりましたので、これに伴う条例の改正をさせていただきました。

施行日を延期するためには、7月1日より前に条例の改正を行い、改正した条例を公布しなければならなかったことから専決処分とさせていただきました。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

大樹町税条例等の一部を改正する条例。

平成26年条例9号の一部につきまして、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

3ページをお開きいただきたいと思います。

附則の第1条は施行期日についてですが、第3号では平成27年4月1日に施行するものを、第4号では平成28年4月1日に施行するものを定めておりました。

条例第82条の改正規定は、軽自動車税の税率を上げる改正の内容でございますが、第82条の第1号に規定する原動機付き自転車、2号アに規定する軽自動車のうち二輪のもの、イに規定する小型特殊自動車、3号に規定する二輪の小型自動車について、第3号から第4号に移行しまして施行期日を平成28年4月1日からとすることにしたものでございます。これに伴って、軽自動車税に関する経過措置について規定している第4条につきましても必要な改正を行っております。

附則になりますが、この条例は公布の日から施行することとし、平成27年3月31日付で公布させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

阿部良富君。

○阿部良富君

説明は大体わかるのですが、軽自動車だけを対象にするということでもいいのですね。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

今回の先決の対象とさせていただいた分につきましては、軽自動車のうち二輪に該当するもの、または小型の特殊自動車、そういった車両が対象となりまして、昨年の条例改正の中では27年4月1日から税率を上げるということで改正をしていた部分でございます。その部分につきましては、施行を1年先延ばしにいたしまして、28年の4月1日から行うというものでございます。

今ご質問にありましたその他の二輪以外の軽自動車に関しての部分は、27年の4月1日からの施行となっておりますが、四輪のほうの軽自動車につきましては、昨年の税制改正の中で今年の27年4月1日以降に購入した車両については、28年度からの軽自動車税について税率が適用されるというような改正の中身になってございますので、四輪の軽自動車については昨年の改正内容のとおり規定しているという内容でございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、承認第2号専決処分をした事件の承認についての件を採決いたします。

本案は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれを承認することに決しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

よって、平成27年第2回大樹町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時59分